

北海道公報

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

○一般競争入札の実施 (二件)	(情報基盤課)	一
○一般廃棄物処理施設の設置に係る許可申請の内容の概要等 (二件)		
○産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請の内容の概要等	(廃棄物対策課)	五
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(生活振興課)	六
○生活保護法による介護機関の指定	(保護課)	八
○生活保護法による指定介護機関の変更(廃止)の届出	(保護課)	八
○土地改良区の役員就任及び退任の届出	(土地改良指導課)	八
○土地改良区の役員の住所変更の届出	(土地改良指導課)	八
○平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業等の決定(水産林務部所管分 その五)	補助対象経費、補助率 (水産林務部総務課)	九
○漁船保険付保義務の発生のための同意の認定	(水産経営課)	九
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	九
○公有水面の埋立ての免許	(砂防災害課)	一〇
○公有水面の埋立ての承認	(砂防災害課)	一〇
支庁告示		
○都市計画法による開発行為に関する工事を完了		一一
○一般競争入札の実施		一一
○建築基準法による一定の複数建築物の認定		一一
道小樽土木現業所告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (二件)		一三
道網走土木現業所告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		一四
道帯広土木現業所告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示		一五
道警察本部告示		
○一般競争入札に係る資格に関する公示		一五
○特定調達契約に係る入札の公告		一六

告 示

北海道告示第1311号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
平成14年8月2日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名	等 期	場 所	概 要
北海道高速情報通信基盤整備事業に係る構内伝送路機器等工事	入札説明書による。	北海道本庁、石狩支庁を除く13支庁	本庁及び各支庁(石狩支庁を除く。)の14箇所を光ファイバ網により接続した先進的情報通信ネットワークを構築するため、構内伝送路機器等の据付け及び試験調整並びに配線・電源工事を行う。
仕 様	入札説明書による。		
工 事 期	契約締結日の翌日から平成14年12月7日まで		
工 事 場 所	北海道本庁、石狩支庁を除く13支庁		
工 事 概 要	本庁及び各支庁(石狩支庁を除く。)の14箇所を光ファイバ網により接続した先進的情報通信ネットワークを構築するため、構内伝送路機器等の据付け及び試験調整並びに配線・電源工事を行う。		

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する「電気工事」の競争入札参加資格を有する者で、本工事に対応する建設業許可を受けていること。
- 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 単体企業又は特定建設工事共同企業体であって、単体企業にあってはアの要件を、特定建設工事共同企業体にあってはイの要件をすべて満たしていること。
 - 単体企業の要件
 - 2の(1)における等級区分がA等級に格付けされている者であること。
 - 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者及び現場代理人を工事に専任で配置できること。
 - 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - 本社又は支店、営業所等の事業所を北海道内に有する者であること。
 - 光ファイバ網による広域ネットワーク(WAN)の構築実績を有すること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。
- 特定建設工事共同企業体の要件

第 1387 号 報

解 説

公 司

規 則

規 則

北 道

(7) 特定建設工事共同企業体は、2の(1)における等級区分がA等級の者同士であるか、A等級の者とB等級の者との組合せによる2者又は3者により構成されていること。

(4) 特定建設工事共同企業体の構成員は2の(1)、(2)及び(3)のアの(イ)から(オ)までの要件を満たすこと。

(ウ) 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上（2者の場合は30パーセント、3者の場合は20パーセント）であり、そのうち、代表者の出資比率は構成員中、最大であること。

(エ) 本工事の入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員は、単体企業又は他の特定建設工事共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査の申請をしなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年8月2日（金）から9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 574、23 - 576

(2) 道が審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 574、23 - 576

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁赤れんが庁舎 1階5号会議室
- (2) 入 札 日 時 平成14年8月20日（火）午前10時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- (5) 郵便、電報等による入札は認めない。

6 入 札 保 証 金

入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納

付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (1) 保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。
- (2) 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する者で、過去2年間に国（公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらすべてを誠実に履行したものであることを、あらかじめ証明した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、共同企業体の場合にあつては、その構成員の1社以上が、規模を除いてこの条件に該当するものであるとき。

7 契 約 保 証 金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (1) 保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。
- (2) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。
- (3) 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する共同企業体で、その構成員の全員が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらすべてを誠実に履行したものであることを、あらかじめ証明した場合で、その共同企業体が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 期 間 平成14年8月2日（金）から9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- (2) 交 付 場 所 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課

9 落 札 者 の 決 定 方 法

政令第167条10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格の最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契 約 書 作 成 の 要 否

<p>10 その他</p>	<p>(1) 開札時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> <p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名 称 北海道総合企画部IT推進室情報基盤課</p> <p>イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部IT推進室情報基盤課 電話番号 011-231-4111 内線 23-574、23-576</p> <p>(4) 最低制限価格 設定している。</p> <p>(5) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(6) 詳細は、入札説明書による。</p>
	<p>北海道告示第1312号</p> <p>次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</p> <p>平成14年8月2日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 堀 達 也</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 工 事 名 北海道高速情報通信基盤整備事業に係る送受信装置設置工事</p> <p>(2) 仕 様 等 入札説明書による。</p> <p>(3) 工 事 期 契約締結日の翌日から平成14年12月7日まで</p> <p>(4) 工 事 場 所 北海道本庁、石狩支庁を除く13支庁</p> <p>(5) 工 事 概 要 本庁及び各支庁（石狩支庁を除く。）の14箇所を光ファイバ網により接続した先進的情報通信ネットワークを活用し、道民への双方向型の情報提供を行うための端末装置等の設置調</p>

<p>2 整 工 事</p>	<p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する「電気工事」の競争入札参加資格を有する者で、本工事に対応する建設業許可を受けていること。</p> <p>(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 単体企業又は特定建設工事共同企業体であって、単体企業にあつてはアの要件を、特定建設工事共同企業体にあつてはイの要件をすべて満たしていること。</p> <p>ア 単体企業の要件</p> <p>(ア) 2の(1)における等級区分がA等級に格付けされている者であること。</p> <p>(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者及び現場代理人を工事に専任で配置できること。</p> <p>(ウ) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>(エ) 本社又は支店、営業所等の事業所を北海道内に有する者であること。</p> <p>(オ) 双方向通信形態を取る情報提供端末及び同端末機用サーバーの設置工事の施工実績を有する者であり、次のa及びbに該当すること。</p> <p> a サーバについては、接続される端末機が2台以上のものであること。</p> <p> b サーバ及び端末機は、新規開発又はカスタマイズされた専用アプリケーションソフトウェアをインストールするものであること。</p> <p>イ 特定建設工事共同企業体の要件</p> <p>(ア) 特定建設工事共同企業体は、2の(1)における等級区分がA等級の者同士であるか、A等級の者とB等級の者との組合せによる2者又は3者により構成されていること。</p> <p>(イ) 特定建設工事共同企業体の構成員は2の(1)、(2)及び(3)のイからオまでの要件を満たすこと。</p> <p>(ウ) 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上（2者の場合は30パーセント、3者の場合は20パーセント）であり、そのうち、代表者の出資比率は構成員中、最大であること。</p> <p>(エ) 本工事の入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員は、単体企業又は他の特定建設工事共同企業体の構成員として参加する者でないこと。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする</p>
----------------	---

呼 7 8 1 3 報

者は、次のアからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査の申請をしなければならない。

ア 申請の時期 平成14年8月2日(金)から9日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 574、23 - 579

(2) 道が審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 574、23 - 579

5 入札執行の場所及び日時
(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁赤れんが庁舎 1階5号会議室

(2) 入札日時 平成14年8月20日(火)午前10時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

(5) 郵便、電報等による入札は認めない。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。

イ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する者で、過去2年間に国(公団を含む。以下同じ。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらすべてを誠実に履行したものであることを、あらかじめ証明した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、共同企業体の場合にあっては、その構成員の1社以上が、規模を除いてこの条件に該当するものであるとき。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する共同企業体で、その構成員の全員が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらすべてを誠実に履行したものであることを、あらかじめ証明した場合で、その共同企業体が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間 平成14年8月2日(金)から9日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

(2) 交付場所 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課

(3) 交付方法 (2)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法
政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格の最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 その他

(1) 開札時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者

弊 公 司

者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課
- イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 574、23 - 579
- (4) 最低制限価格 設定している。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1313号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。

平成14年8月2日

北海道知事 堀 達 也

- 1 申請の概要
- (1) 申請年月日 平成14年7月17日
- (2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）
歌志内市東光35番 8
株式会社エコパレー歌志内 代表取締役 尾崎 泰司
- (3) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
歌志内市字東光35番 8、10、11、12、13、30番地44、46
- (4) 一般廃棄物処理施設の種類の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
第 5 条第 1 項（ごみ処理施設）
- (5) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
可燃ごみ（厨芥類を除く）
- 2 法第 8 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間
- (1) 縦覧の場所及び時間
ア 北海道空知支庁地域政策部環境生活課 午前 9 時から午後 5 時15分まで

イ 歌志内市市民生活課 午前 9 時から午後 4 時30分まで

- (2) 縦覧の期間 平成14年8月2日から9月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 意見書の提出

- (1) この一般廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- (2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに一般廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
- (3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 068 - 8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目 北海道空知支庁地域政策部環境生活課）に平成14年9月17日（火）までに到着するよう提出すること。

北海道告示第1314号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。

平成14年8月2日

北海道知事 堀 達 也

- 1 申請の概要
- (1) 申請年月日 平成14年7月17日
- (2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）
歌志内市東光35番 8
株式会社エコパレー歌志内 代表取締役 尾崎 泰司
- (3) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
歌志内市字東光23番地 1 の内
- (4) 一般廃棄物処理施設の種類の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
第 5 条第 2 項（最終処分場）
- (5) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
燃え殻（溶融スラグ）、処分するために処理したばいじん及び燃え殻
- 2 法第 8 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間
- (1) 縦覧の場所及び時間
ア 北海道空知支庁地域政策部環境生活課 午前 9 時から午後 5 時15分まで
イ 歌志内市市民生活課 午前 9 時から午後 4 時30分まで

第 1387 号

- (2) 縦覧の期間
平成14年8月2日から9月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 意見書の提出
- (1) この一般廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- (2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに一般廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
- (3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 068 - 8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目 北海道空知支庁地域政策部環境生活課）に平成14年9月17日（火）までに到着するよう提出すること。

北海道告示第1315号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。

平成14年8月2日

北海道知事 堀 達也

- 1 申請の概要
- (1) 申請年月日
平成14年7月17日
- (2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）
雨竜郡妹背牛町字妹背牛376番地
村岡建設有限会社 代表取締役 村岡 武男
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
雨竜郡妹背牛町字秩父別4018番13
- (4) 産業廃棄物処理施設の種類の
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号口（安定型最終処分場）
- (5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず
- 2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間
- (1) 縦覧の場所及び時間
ア 北海道空知支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで
イ 妹背牛町総務課 午前9時から午後5時まで

- (2) 縦覧の期間
平成14年8月2日から9月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 意見書の提出
- (1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- (2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
- (3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 068 - 8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目 北海道空知支庁地域政策部環境生活課）に平成14年9月17日（火）までに到着するよう提出すること。

北海道告示第1316号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成14年8月2日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 申請のあった年月日
平成14年7月2日
- (2) 特定非営利活動法人の名称
サニーサイド・オホーツク
- (3) 代表者の氏名
種市 和美
- (4) 主たる事務所の所在地
網走郡東藻琴村字山園540番地の6
- (5) 定款に記載された目的
この法人は、子どもから高齢者まで幅広い層の人たちを対象に、農村体験、自然体験、生活体験プログラムを企画立案、受入を行うと共に、地域の人たを結びつける活動を通し、グリーンツーリズムの展開及び自然を教材とした社会教育の伸張と人間回復の機会提供など、農林漁村と都市との交流を通して、地域振興に寄与することを目的とする。
- 2(1) 申請のあった年月日
平成14年7月3日
- (2) 特定非営利活動法人の名称
北海道NPOバンク
- (3) 代表者の氏名
佐藤 隆
- (4) 主たる事務所の所在地
札幌市北区北11条西4丁目1番地29
NPO推進北海道会議内
- (5) 定款に記載された目的
この法人は、市民活動団体（NPO）やフーカースコレクティブ等に対する資金面での支援、特に資金融資等を通して、事業の基盤強化、事業遂行力の向上に

<p>繋がる経営全般のサポートを行うことを目的とする。</p> <p>3(1) 申請のあった年月日 平成14年7月5日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 福祉支援サポートセンター琉衣</p> <p>(3) 代表者の氏名 小塚不三夫</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 札幌市南区澄川4条1丁目6番1-401号</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、高齢者や障がいを持つ人たちに介護サービスを中心にさまざまな日常生活支援を行ない、支援者や利用者のネットワークを大切にしたい拠点となるような活動を通して、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>(2) 特定非営利活動法人の名称 羊蹄ヒューズネットワーク</p> <p>(3) 代表者の氏名 山中 一正</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区南大通西11丁目4番地 半田ビル701号</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、地域の住民がインターネットを駆使して世界の情報を活用できるよう情報通信に関する技術者である有志が情報通信技術(フアイエイ)講習等を実施するとともに、パソコンの導入とその有効活用を網羅する最適な情報通信環境をつくることにより地域の情報化を推進して、公共の利益の増進に資することを目的とする。</p>
<p>4(1) 申請のあった年月日 平成14年7月11日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 シビックメディア</p> <p>(3) 代表者の氏名 吉村 卓也</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区宮の森1条18丁目1番35-102号</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、地域住民を対象とした情報発信に係る支援事業や産学官と市民の協働をコーディネートする事業、またそれらと関係するセミナーの開催などを通じ、地域の住民が自らその風土、文化、生活、産業、自治の正しい発展に必要な情報の発信を行うシビックジャーナリズムの担い手を育成し、市民の地方自治参加を促進することにより、地域のコミュニケーション、産業、文化の振興、都市プロモーションに寄与することを目的とする。</p>	<p>7(1) 申請のあった年月日 平成14年7月18日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 ヒューズネットワーク21</p> <p>(3) 代表者の氏名 三嶋 頭</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 岩見沢市志文町301</p> <p>(5) 定款に記載された目的 本会は、高度な技術と豊富な知識を有する会員相互の協力により、幅広い分野で調査研究を行い、中高年齢者の生き甲斐創出、中高年齢起業家の支援・育成を推進し、幅広く地域や分野を越えた市民活動の基盤強化を促進することにより、全ての市民の社会的参加の促進、市民活動による住民サービスの創出をはかり、もって豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。</p>
<p>5(1) 申請のあった年月日 平成14年7月15日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 かしわのもり</p> <p>(3) 代表者の氏名 松山 雅一</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 河東郡鹿追町瓜幕西1丁目43番地</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、地域で生活する方々に対して、介護サービス及び生活の中から生まれた声を反映させたサービスの提供を通じた地域の活性化を目指す。</p>	<p>8(1) 申請のあった年月日 平成14年7月19日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 シニアスターズネットワーク</p> <p>(3) 代表者の氏名 小倉 征敏</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 札幌市豊平区豊平2条6丁目2番18-301号 藤原方</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、北海道の雇用情勢の悪化によって苦しい中高年失業者を中心とするシニア世代の雇用創出や起業支援によって、シニア世代の知識や経験のパワーを生かした地域のコミュニケーション活動や事業活動を通じて、北海道経済の活性化に寄与し、活気ある北海道づくりを推進することを主目的とする。</p>
<p>6(1) 申請のあった年月日 平成14年7月18日</p>	<p>_____</p>

呼 7 8 3 1 紙

報 國 公 報

北海道告示第1317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成14年8月2日

名称又は氏名	サービスの種類	所在地又は住所	指定年月日
浜頓別町訪問介護事業所	訪問介護	浜頓別町字浜頓別154番地	平成14. 5. 1
浜頓別町指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	同	同 14. 4. 1
社会福祉法人刀圭会ヘルパスナーシヨソ向日葵	訪問介護	帯広市西16条北1丁目27番地 ³⁴	同 14. 7. 1
特定非営利活動法人ケアローカーズたんぽぽ	同	北広島市青葉町3丁目6番地 ³	同 14. 4. 9
ケループホームあさひ	痴呆対応型共同生活介護	幕別町旭町24-72	同 14. 6. 24
中標津町介護サービスセンター	居宅介護支援	中標津町丸山2丁目22番地	同 14. 4. 1
ホームケアー緑苑帯広	訪問介護	帯広市東1条南7丁目10番地 ¹	同 14. 6. 20
リトルケア	同	伊達市長和町467番地 ²	同 14. 7. 1
かみのくに社協ヘルパーサービス	同	上ノ国町字大留96番地	同 14. 5. 29
医療法人北翔会ヘルパーナーシヨソひまわり	同	岩見沢市10条西21丁目1番地	同 14. 8. 1
はるとりの里訪問看護ステーション	同	釧路市春採7丁目9番7号	同 14. 4. 1
道東勤医協さくらデザインサービスセンター	通所介護	釧路市桜ヶ岡2丁目18番地 ⁷	同 14. 7. 1
医療法人徳洲会帯広徳洲会病院	通所リハビリテーション	音更町木野西通14丁目2番1号	同 14. 6. 27
医療法人徳洲会帯広徳洲会病院	居宅介護支援	音更町木野西通14丁目2番1号	同 14. 7. 25
わかば薬局	居宅療養管理指導	帯広市西4条南15丁目5番地	同 14. 7. 1
株式会社健康会ケアプラ	居宅介護支援	苫小牧市しらかは町6丁目4-12	同 14. 6. 24

北海道告示第1318号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。
平成14年8月2日

名称又は氏名	サービスの種類	所在地又は住所	届出の内容
かみのくに社協ヘルパーサービス	訪問介護	上ノ国町字勝山1147番地	平成14. 5. 28 廃止
樽前緑樹園居宅介護支援事業所	居宅介護支援	苫小牧市字樽前220番地 ⁵	平成14. 3. 31 廃止
緑陽園居宅介護支援事業所	居宅介護支援	変更・名称 旧 緑陽園居宅介護支援事業所 新 居宅介護支援事業所緑陽	平成14. 4. 1 変更・名称
カモメデンタルあいぬま	居宅療養管理指導	変更・名称 旧 カモメデンタルあいぬま 新 おおうち歯科医院あいぬま	平成14. 7. 1 変更・名称

北海道告示第1319号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、網走川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があった。
平成14年8月2日

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の氏名	住 住	北海道知事 堀 達也 所
就任	平成14. 7. 11	理 事 高橋 秀治	網走郡美幌町字稲美350番地の2	
同	同	同 城地 広明	同 字美倉25番地	
同	同	同 齋藤 義孝	同 字美倉247番地の4	
同	同	同 齋藤 純男	網走郡女満別町字住吉29番地の10	

就任	平成14. 7. 11	理事	城地 克巳	網走郡女満別町字豊里14番地の10
同	同	同	岡田 大実	同 字本郷61番地
同	同	同	涌島 照見	同 字住吉338番地の10
同	同	監事	本田 光男	同 字住吉454番地
同	同	同	西島 和一	網走郡美幌町字稲美241番地
同	同	同	高橋 秀治	同 字稲美350番地の2
退任	14. 7. 10	理事	城地 広明	同 字美倉25番地
同	同	同	齋藤 義孝	同 字美倉247番地の4
同	同	同	齋藤 純男	網走郡女満別町字住吉29番地の10
同	同	同	城地 克巳	同 字豊里14番地
同	同	同	岡田 大実	同 字本郷61番地
同	同	同	涌島 照見	同 字住吉338番地の10
同	同	同	本田 光男	同 字住吉454番地
同	同	監事	西島 和一	同 網走郡美幌町字稲美241番地

(水産林務部所管分 その5)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
森林整備地域活動支援推進事業 森林整備地域活動支援交付金制度の適正かつ円滑な実施を図るため、市町村が行う地域説明会や指導事務等に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が森林整備地域活動支援事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの（賃金、委託費、印刷費、会議費、旅費、連絡費、賃借料及び消耗品費に限る。） (1) 推進事務に要する経費 (2) 確認事務に要する経費 (3) 交付事務に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

北海道告示第1320号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、当別土地改良区から、次のとおり役員の仕事変更の届出があった。

平成14年8月2日

北海道知事 堀 達也

理事・氏名 住 更 前 変 更 後

監事の別 川村 義雄 石狩郡当別町字川下通2859番 石狩郡当別町川下573番地22

理 事 地

北海道告示第1321号

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成14年8月2日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1322号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、福島吉岡及び函館市加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成14年8月2日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1323号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年8月2日

北海道知事 堀 達也

第 1387 号

1 解除予定保安林の所在 虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町192の2 (次の図に示す部分に
場所 限る。)

2 保安林として指定され 土砂の流出の防備
た目的

3 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁経済部林務課及び虻田町役場に備
え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1324号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面
の埋立てを免許した。
平成14年8月2日

1(1) 免許年月日 平成14年7月24日 北海道知事 堀 達 也

(2) 免許を受けた者
ア 名 称 北海道
イ 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也

(3) 埋立区域
ア 位 置 域 茅部郡南茅部町字川汲203番3地先の公有水面
イ 区 域 次のK A 1の地点からK A 9の地点までを順次に結んだ線及びK
A 1の地点とK A 9の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
(日本測地系による測量の結果を使用)

K A 1の地点 漁港原点 (北緯41度54分07秒、東経140度59分14秒、X = -
232.762、625、Y = 61.170.252) から方向角3度17分48秒の方向
135.10mの地点

K A 2の地点 K A 1の地点から方向角294度22分37秒の方向28.23mの地点
K A 3の地点 K A 2の地点から方向角204度22分37秒の方向5.50mの地点
K A 4の地点 K A 3の地点から方向角294度22分37秒の方向80.00mの地点
K A 5の地点 K A 4の地点から方向角24度22分37秒の方向14.95mの地点
K A 6の地点 K A 5の地点から方向角111度04分30秒の方向2.60mの地点
K A 7の地点 K A 6の地点から方向角114度22分37秒の方向45.63mの地点
K A 8の地点 K A 7の地点から方向角113度48分14秒の方向10.00mの地点
K A 9の地点 K A 8の地点から方向角114度22分37秒の方向50.00mの地点
ウ 面 積 1,484.31m²

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位 置 域 茅部郡南茅部町字川汲203番3地先
イ 区 域 次のK A 1の地点とF 1の地点とを結んだ線、F 1の地点からF
7の地点までを順次に結んだ線、F 7の地点とK A 5の地点とを
結んだ線、K A 5の地点からK A 9の地点までを順次に結んだ線
及びK A 1の地点とK A 9の地点とを結んだ線によって囲まれた
区域 (日本測地系による測量の結果を使用)

K A 1の地点 漁港原点 (北緯41度54分07秒、東経140度59分14秒、X = -
232.762、625、Y = 61.170.252) から方向角3度17分48秒の方向
135.10mの地点

F 1の地点 K A 1の地点から方向角294度22分37秒の方向13.73mの地点
F 2の地点 F 1の地点から方向角204度22分37秒の方向15.80mの地点
F 3の地点 F 2の地点から方向角294度22分37秒の方向11.50mの地点
F 4の地点 F 3の地点から方向角204度22分37秒の方向5.50mの地点
F 5の地点 F 4の地点から方向角294度22分37秒の方向86.00mの地点
F 6の地点 F 5の地点から方向角24度22分37秒の方向24.00mの地点
F 7の地点 F 6の地点から方向角114度22分37秒の方向3.00mの地点

K A 5の地点 F 7の地点から方向角24度22分37秒の方向6.75mの地点
K A 6の地点 K A 5の地点から方向角111度04分30秒の方向2.60mの地点
K A 7の地点 K A 6の地点から方向角114度22分37秒の方向45.63mの地点
K A 8の地点 K A 7の地点から方向角113度48分14秒の方向10.00mの地点
K A 9の地点 K A 8の地点から方向角114度22分37秒の方向50.00mの地点

ウ 面 積 3,065.91m²
(5) 埋立地の用途 漁港施設用地

2(1) 免許の年月日 平成14年7月26日

(2) 免許を受けた者
ア 名 称 北海道
イ 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也

(3) 埋立区域
ア 位 置 域 静内郡静内町字東静内637番及び642番地先の公有水面
イ 区 域 次の1の地点から15の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と
15の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 (日本測地系による
測量の結果を使用)

<p>1の地点 東静内漁港原点 (北緯42度17分34秒3、東経142度27分24秒6) から方向角333度59分00秒の方向239.45mの地点</p> <p>2の地点 1の地点から方向角259度01分21秒の方向15.94mの地点</p> <p>3の地点 2の地点から方向角349度01分40秒の方向0.10mの地点</p> <p>4の地点 3の地点から方向角248度58分22秒の方向29.67mの地点</p> <p>5の地点 4の地点から方向角259度01分32秒の方向31.45mの地点</p> <p>6の地点 5の地点から方向角306度00分25秒の方向4.76mの地点</p> <p>7の地点 6の地点から方向角36度00分35秒の方向15.22mの地点</p> <p>8の地点 7の地点から方向角79度02分29秒の方向89.95mの地点</p> <p>9の地点 8の地点から方向角350度39分19秒の方向0.16mの地点</p> <p>10の地点 9の地点から方向角63度59分15秒の方向5.28mの地点</p> <p>11の地点 10の地点から方向角79度01分35秒の方向8.95mの地点</p> <p>12の地点 11の地点から方向角169度43分19秒の方向1.53mの地点</p> <p>13の地点 12の地点から方向角79度02分34秒の方向46.22mの地点</p> <p>14の地点 13の地点から方向角169度01分10秒の方向4.30mの地点</p> <p>15の地点 14の地点から方向角79度02分28秒の方向18.50mの地点</p> <p>ウ 面 積 2,209.72㎡</p> <p>(4) 埋立に関する工事の施行区域</p> <p>ア 位 置 静内郡静内町字東静内637番及7642番地先並びに637番及7642番</p> <p>イ 区 域 次のAの地点からEの地点までを順次に結んだ線及びAの地点とEの地点とを結んだ線によって囲まれた区域 (日本測地系による測量の成果を使用)</p> <p>Aの地点 東静内漁港原点 (北緯42度17分34秒3、東経142度27分24秒6) から方向角340度38分30秒の方向223.55mの地点</p> <p>Bの地点 Aの地点から方向角259度01分32秒の方向231.73mの地点</p> <p>Cの地点 Bの地点から方向角33度39分40秒の方向31.79mの地点</p> <p>Dの地点 Cの地点から方向角72度57分26秒の方向35.14mの地点</p> <p>Eの地点 Dの地点から方向角79度02分30秒の方向174.45mの地点</p> <p>ウ 面 積 5,698.78㎡</p> <p>(5) 埋立地の用途 漁港施設用地</p>	<p>1 承認の年月日 平成14年7月26日 北海道知事 堀 達 也</p> <p>2 承認を受けた国の官庁 農林水産省 東京都千代田区霞が関1の2の1 農林水産大臣 武部 勤</p> <p>3 埋立区域 積丹郡積丹町大字余別町29番3、30番3、31番7、32番3、34番1及び34番3地先の公有水面</p> <p>(2) 区 域 ①の地点から③の地点とを順次に結んだ線及び①の地点と③の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 (日本測地系による測量の成果を使用)</p> <p>積丹郡積丹町大字余別町29番3、30番3、31番7、32番3、34番1及び34番3地先の公有水面</p> <p>(1) 位 置 ①の地点から方向角139度17分16秒の方向40.17mの地点 ②の地点から方向角49度17分12秒の方向73.90mの地点 ③の地点から方向角139度17分15秒の方向62.30mの地点 ④の地点から方向角49度17分26秒の方向3.10mの地点 ⑤の地点から方向角139度17分02秒の方向7.80mの地点 ⑥の地点から方向角229度17分14秒の方向59.08mの地点 ⑦の地点から方向角139度15分32秒の方向0.40mの地点 ⑧の地点から方向角229度16分58秒の方向3.64mの地点 ⑨の地点から方向角275度40分24秒の方向1.37mの地点 ⑩の地点から方向角291度24分53秒の方向33.90mの地点 ⑪の地点から方向角312度41分08秒の方向50.32mの地点 ⑫の地点から方向角323度28分51秒の方向29.59mの地点</p> <p>(3) 面 積 5,520.98㎡ (海浜地切盛土3,950.09㎡)</p> <p>4 埋立に関する工事の施行区域</p> <p>(1) 位 置 積丹郡積丹町大字余別町29番3、30番3、31番7、32番3、34番1、34番3、34番9及び35番12地先並びに30番3、31番7及び32番3</p> <p>(2) 区 域 次のイの地点からその地点までを順次に結んだ線及びイの地点とホの地点とを結んだ線によって囲まれた区域 (日本測地系による測量の成果を使用)</p>
---	--

北海道告示第1325号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。

平成14年8月2日

イの地点	余別漁港原点 (北緯43度19分14秒433、東経140度22分19秒204 (X = -74.526.98、Y = 10.568.38)) から方向角147度44分52秒の方向185.01mの地点
ロの地点	イの地点から方向角47度18分08秒の方向105.07mの地点
ハの地点	ロの地点から方向角139度17分11秒の方向48.82mの地点
ニの地点	ハの地点から方向角49度17分12秒の方向55.90mの地点
ホの地点	ニの地点から方向角139度17分12秒の方向115.40mの地点
ヘの地点	ホの地点から方向角229度17分12秒の方向120.50mの地点
トの地点	ヘの地点から方向角281度59分38秒の方向23.67mの地点
チの地点	トの地点から方向角229度17分09秒の方向22.35mの地点
リの地点	チの地点から方向角290度49分14秒の方向7.93mの地点
又の地点	リの地点から方向角297度23分14秒の方向14.64mの地点
ルの地点	又の地点から方向角49度18分44秒の方向1.36mの地点
ヲの地点	ルの地点から方向角294度28分23秒の方向28.33mの地点
ヅの地点	ヲの地点から方向角289度14分58秒の方向6.67mの地点
カの地点	ヅの地点から方向角262度52分30秒の方向0.80mの地点
クの地点	カの地点から方向角297度41分58秒の方向4.51mの地点
クワの地点	クの地点から方向角315度08分10秒の方向14.28mの地点
シの地点	クワの地点から方向角47度23分15秒の方向8.82mの地点
ソの地点	シの地点から方向角322度41分05秒の方向38.60mの地点
ツの地点	ソの地点から方向角57度58分50秒の方向4.84mの地点
ネの地点	ツの地点から方向角330度37分40秒の方向32.41mの地点
(3) 面積	24,292.09m ²
5 埋立地の用途	漁港施設用地

取 扱 区 画

北海道上川支庁告示第26号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工

事は、完了した。

平成14年8月2日

北海道上川支庁長 吉田 洋一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 空知郡上富良野町旭町4丁目212番90・212番108

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 富良野市朝日町2番10号 からの農業協同組合 代表理事 興野 岩雄
- 3 開発許可年月日及び番号 平成14年3月15日 上建設第13-19号

北海道日高支庁告示第10号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。

平成14年8月2日

北海道日高支庁長 眞田 篤弘

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする貸借借物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ及び付属品 66組
 - (2) 調達をする貸借借物品等の仕様書 入札説明書による。
 - (3) 契約期間 平成14年11月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年3月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
 - (4) 納入場所 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高合同庁舎
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の貸借 (電子計算機) の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 納入した貸借借物品について、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。
 - (4) 北海道日高支庁、十勝支庁又は胆振支庁管内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- 3 条件付一般競争入札
 - (1) この入札は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号、以下「政令」という。) 第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の時期 平成14年8月5日から19日まで
 - イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 057-8558 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号

北海道日高支庁総務部総務課

- (2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高支庁総務部総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
(1) 入札場所 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道日高支庁合同庁舎 地下会議室
(2) 入札日時 平成14年8月27日(火) 午後1時30分
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
免除する。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道日高支庁総務部総務課
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 郵便等による入札認めないものとする。
- 9 落札者の決定方法
北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(66組1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(66組1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
- 11 その他

員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 北海道日高支庁総務部総務課
イ 所在地 郵便番号 057-8558 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
電話番号 01462-2-2211 内線 2112
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道釧路支庁告示第4号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第2項の規定により、次のとおり一定の複数建築物を認定した。

- 平成14年8月2日
- 1 認定番号 第14-1号 北海道釧路支庁長 北 勝利
- 2 認定年月日 平成14年7月23日
- 3 対象区域 川上郡弟子屈町朝日2丁目127-3のうち、128-44
- 4 申請者の住所及び氏名 野付郡別海町西春別宮園町6
大内 省吾
- 5 縦覧図書の縦覧場所 北海道釧路支庁経済部建設指導課内
弟子屈町役場建設課内

榎小樽土木現業所告示

北海道小樽土木現業所告示第2号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成14年8月2日

- 北海道小樽土木現業所長 井元俊雄
- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
除雪トラック(10t級、6×6、S・G・2W付) 2台
(除雪トラック1台及び除雪ドーザ1台と交換)
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成14年7月18日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所

第1387号

- (1) 氏 名 三井物産マシナリー株式会社
 - (2) 住 所 東京都港区新橋6丁目1番11号
- 4 随意契約に係る契約金額
59,275,720円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によつた理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課
 - (2) 所在地 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号

北海道小樽土木現業所告示第3号

次のおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成14年8月2日

北海道小樽土木現業所長 井 元 俊 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) ローター除雪車 (2.6m・3,400t/h級) 2台
(ロータリ除雪車2台と交換)
 - (2) 除雪トラック (10t級、4×4、S・G・タンク付) 1台
(除雪トラック1台と交換)
- 2 落札を決定した日
平成14年7月18日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社栗林商会
住 所 室蘭市入江町1番地19
 - (2) 氏 名 北海道日野自動車株式会社
住 所 札幌市東区東苗穂2条3丁目2番15号
- 4 落札金額
- (1) 82,320,000円
 - (2) 26,000,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成14年北海道小樽土木現業所告示第1号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課
 - (2) 所在地 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号

北海道小樽土木現業所告示第4号

北海道網走土木現業所告示第4号

次のおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年8月2日

北海道網走土木現業所長 猪 保 茂 樹

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
 - (1) 除雪トラック (10t級、6×6、S・G・2W付) 5台
(除雪トラック3台及び除雪ドーザ2台と交換)
 - (2) 除雪グレーダ (3.7m級、シヤッターブレード付) 1台
(除雪グレーダ1台と交換)
 - (3) ローター除雪車 (1.3m・700t/h級) 1台
(小型除雪車1台と交換)
- 2 落札を決定した日
平成14年7月17日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 東北北海道日野自動車株式会社
住 所 帯広市西19条北1丁目7番6号
 - (2) 氏 名 北海道キヤタピラー三菱建機販売株式会社
住 所 札幌市清田区里塚2条6丁目3番5号
 - (3) 氏 名 道栄機械株式会社
住 所 札幌市清田区平岡2条3丁目7番12号
- 4 落札金額
- (1) 149,425,500円
 - (2) 17,850,000円
 - (3) 11,739,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成14年北海道網走土木現業所告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

報 告 公 報 第 1 3 8 7 号

興業公土木現業所告示

北海道帯広土木現業所告示第4号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年8月2日

北海道帯広土木現業所長 秋 山 俊 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
除雪トラック (10t級、6×6、A・G・2W付 1台及び10t級、6×6、S・G・1W付 5台) 6台

(除雪トラック5台及び除雪グレーダ1台と交換)

2 落札を決定した日
平成14年7月23日

3 落札者の氏名及び住所

氏 名 日産ディーセル道東販売株式会社
住 所 帯広市西21条北1丁目3番地12号

4 落札金額
154,441,000円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
平成14年北海道帯広土木現業所告示第2号、平成14年北海道帯広土木現業所告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道帯広土木現業所企画総務部総務課管財係
- (2) 所在地 北海道帯広市東3条南3丁目1番地

興業公告示第138号

北海道警察本部告示第138号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年8月2日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 資格及び調達をする物品等の種類
平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成14年8月2日に一般競争入札の公告を行う情報通信システム用ワークステーション装置の賃貸借契約

(2) 資 格 情報通信システム用ワークステーション装置の賃貸借契約に関する資格 (以下「資格」という。)

(3) 物 品 等 の 種 類 情報通信システム用ワークステーション装置の賃貸借

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者 (未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。) でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

(5) 平成14年7月1日現在において、電子計算機の賃貸事業を営んでいること。

(6) 過去2年間に於いて、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(7) 調達物品の保守点検が可能な者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) 第3条に規定する中小企業等協同組合 (以下「中小企業等協同組合」という。) 及び中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号) 第3条第1項第7号に掲げる協業組合 (以下「協業組合」という。) については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)の資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合 (以下「企業組合」という。) 及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期

資格審査の申請は、平成14年8月2日から9月3日までの間にしなければならない。

第 1387 号

警 告 公 報

<p>(2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。</p> <p>ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課 イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目</p> <p>5 資格審査の再申請 (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。</p> <p>ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したものの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの</p> <p>(2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。</p> <p>(2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。</p> <p>7 資格の喪失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。</p> <p>北海道警察本部告示第139号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成14年8月2日</p> <p>1 入札に付する事項 北海道警察本部長 上原 美都男</p> <p>(1) 調達をする物品等の名称及び数量 情報通信システム用ワークステーション装置の賃貸借 一式（1月当たりの単価）</p> <p>(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。</p>	<p>(3) 契約期間 平成15年2月1日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年1月31日を限度に当該契約期間を延長することができる。</p> <p>(4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所 入札に参加する者に必要な資格 平成14年北海道警察本部告示第138号に規定する資格を有すること。</p> <p>3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p> <p>4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236）</p> <p>(2) 入札日時 平成14年9月13日 午前10時（郵送による場合は、必着）</p> <p>(3) 開札場所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開札日時 (2)に同じ。</p> <p>5 入札保証金 入札保証金は、免除する。</p> <p>6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p> <p>(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>7 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>8 契約書作成の要否 要</p> <p>9 その他 (1) 開札の時にいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い</p>
--	--

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

郵便番号 060 - 8520 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) The nature and quantity of products to be procured : Workstation Computer System for Info-communication System 1 set

(2) Bid tendering time and date : 10 : 00 A. M., September 13, 2002

(3) For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan, Phone : 011-251-0110 Ext. 2236

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリン
ント総
ト務
株部
式法
会制
社文
道書
課